

理容所・美容所営業に関する主な手続き

| | 内容 | 必要書類 | 注意事項 |
|----|---|--|--|
| 開設 | 理容所・美容所を営業しようとする場合 施設を移転する場合 施設を全面改築する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・開設届 ・構造設備を明らかにした図面 ・周辺の状況を明らかにした図面 ・理容師・美容師の伝染性疾病の有無に関する医師の診断書 (3か月以内に発行されたもの) ・管理理容師・管理美容師講習会修了証の写し及び理容師・美容師免許証の写し ※理容師・美容師が2人以上の場合、管理理容師・管理美容師を置くことが必要です。 | 検査手数料として、16,000円が必要です (窓口での現金支払い、キャッシュレス決済(クレジットカード、QRコード、電子マネー)又は納入通知書による金融機関での支払い)。 |
| 変更 | 開設届の記載事項を変更した場合 例) 名称、構造設備、営業者の住所、法人の代表者、美容師の変更(採用・退職)、管理美容師の変更 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・変更届 ・構造設備を変更した場合は、変更後の構造設備を明らかにした図面 ・新たな理容師・美容師を従業者とする場合は、その者についての伝染性疾病の有無に関する医師の診断書及び理容師・美容師の免許証の写し ・新たな管理理容師・管理美容師を置く場合は、その者の管理理容師・管理美容師講習会修了証の写し | 事後、すみやかに届けてください。 |
| 廃止 | 営業を廃止する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃止届 ・理容所・美容所の確認証 | 事後、すみやかに届けてください。 |
| 承継 | 法人の合併・分割により営業を承継する場合 個人の相続により営業を承継する場合 譲渡により営業を承継する場合(個人から法人、法人から個人を含む) | <ul style="list-style-type: none"> ・地位承継届 ・届出者の登記簿謄本 ・地位承継届 ・戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し ・相続人が2人以上ある場合は、全員の同意書 ・地位承継届 ・営業の譲渡が行われたことを証する書類 | 事後、遅滞なく届けてください。 |

| | | | |
|-----|--------------------------------------|---|--|
| 再交付 | 確認証を亡失、又は汚損した場合 確認証の記載事項に変更が生じた場合 | ・確認証再交付（書換交付）申請書 ・汚損による再交付の場合は、当該汚損した確認証 | 再交付手数料として、 1,700円が必要です（窓 口での現金支払い、キャ ッシュレス決済又は納入 通知書による金融機関で の支払い）。 |
|-----|--------------------------------------|---|--|

令和7年11月20日作成

出張理美容営業に関する主な手続き

| | 内容 | 必要書類 | 注意事項 |
|-----|--|--|--|
| 開設 | 出張理美容を行う場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・出張理容届出書、又は出張美容届出書 ・理容所出張理容、美容所出張美容以外の場合は、理容師・美容師の伝染性疾病の有無に関する医師の診断書及び理容師・美容師免許証の写し | <p>検査手数料として、13,000 円が必要です。(窓口での現金支払い、キャッシュレス決済(クレジットカード、QRコード、電子マネー)又は納入通知書による金融機関での支払い)。</p> <p>※理・美容所の開設と同時に検査する場合は手数料が免除されます。</p> |
| 変更 | 出張理美容届出書の記載事項を変更した場合 例) 申請者氏名・住所、施設名称 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・出張理容変更(廃止)届、又は出張美容変更(廃止)届 | 変更後 7 日以内に届出してください。 |
| 廃止 | 営業を廃止する場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・出張理容変更(廃止)届、又は出張美容変更(廃止)届 ・当該出張理容に係る確認証、又は当該出張美容に係る確認証 | 廃止後 7 日以内に届出してください。 |
| 再交付 | 確認証を亡失、又は汚損した場合 確認証の記載事項に変更が生じた場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・確認証再交付(書換交付)申請書 ・汚損による再交付の場合は、当該汚損した確認証 | 再交付手数料として、1,700 円が必要です(窓口での現金支払い、キャッシュレス決済又は納入通知書による金融機関での支払い)。 |

令和 7 年 1 月 20 日作成